

平成二十七年十月二日受領
答弁第458号

内閣衆質一八九第四五八号

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
麻生太郎

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十七年九月十八日内閣衆質一八九第四二二号）でお答えしたとおり、「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻める」とは、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）協定によつて自由、民主主義、基本的人権、法の支配といつた普遍的価値を共有する国々と経済連携に関する二十一世紀型の新たなルールを作り上げること、そして、同地域の活力を取り込むことで我が国の力強い経済成長を実現すること、また、美しい田園風景、農村の伝統・文化、国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度といった世界に誇るべき我が国の国柄を守ること等を念頭に置いている。

政府としては、TPP協定交渉において、御指摘の「重要五品目」についても、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしつかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たつてゐるところである。